

# 改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Cindy Xianzhi Quan

中国商標法10条1項8号、23条、26条、27条と  
日本語の漢字やデザイン化された文字の取り扱い



第22回の本稿では、中国商標法第2章「商標登録の出願」から、23条、26条および27条を取り上げるとともに、第1章「総則」のなかから10条1項8号「商標として使用が禁止される標章」に関連する近時の事件を紹介する。



## 1. はじめに

前回は、中国商標法第2章「商標登録の出願」から標章の変更について定めた24条、優先権について定めた25条について解説した。

今回は、中国商標法第2章から、使用許可範囲以外の商品に対する商標の別途出願、国際展示会の展示商品に使用された商標の優先権、申告事項等の真実性・正確性・完全性についての規定を簡単に紹介する。

また、中国商標法第1章から「商標として使用が禁止される標章」に関連する2つの事例を取り上げる。いずれも中国の実務界において話題となった「規範的でない漢字」に関連する事件である。

## 2. 中国商標法23条

「登録商標は、使用の許可がなされた範囲以外の商品に商標権を取得する必要がある場合、新たに出願をしなければならない」

改正前は21条に規定されていた。前回、標章を変更した場合について定

めた24条を紹介したが、本条は登録した商品・役務以外について権利を取得する場合には、別の出願が必要であることを規定している。

## 3. 中国商標法26条

「中国政府が主催または承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用された商標であって、かつ、当該商品が出展された日から6カ月以内である場合、当該商標の出願人は、優先権を享受することができる。」

前項の規定により優先権を主張する場合は、商標出願時に書面で主張し、かつ、3カ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に当該商標を使用した証拠、出展期日等の証明書類を提出しなければならない。書面による主張がない場合、または期間内に証明書類を提出しない場合、優先権を主張しないものとみなす」

前回、国際条約等に基づく優先権主張に関する25条を紹介したが、本条は中国政府が主催または承認した国際

展示会に出展した場合の優先権主張について規定している。

## 4. 中国商標法27条

「商標出願のために申告した事項と提出した資料は、真実、正確、完全でなければならない」

虚偽、不正確、あるいは不完全な内容の申告をしたり、そうした資料を提出したりしてはならないことを規定している。

## 5. 中国商標法10条1項8号

「次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。……

(8) 社会主義の道徳、風習を害し、またはその他の悪影響を及ぼすもの」

10条1項では商標として使用してはならない標章について列挙しており、これらに該当するものは商標登録を受けることができない。8号はそのうちの一つである。

10条1項8号は「社会主義の道徳、風習を害し、またはその他の悪影響を及ぼす標章は商標として使用してはな

らない」旨を規定している。

商標法上、係争標章が「その他の悪影響を及ぼす」ものに該当するか否かを人民法院が認定する際は、一般的に当該標章またはその構成要素が中国の政治・文化等に対し否定的で悪い影響をもたらすか、という点によって判断する。

## 6. 「蜜小姐」商標審決取消訴訟 （(2016）京73行初2053号）

### （1）事件の経緯

原告は図1に示すとおり、本件商標を出願した。その後、本願は商標局に拒絶され、商標評審委員会の拒絶査定不服審判においても、「本件商標は規範的でない文字（正式な文字とみなされない文字）を含むため、商標として使用されると悪影響をもたらしかねない」として、請求不成立の審決がなされた。

原告はそれを不服として審決取消訴訟を提起したが、人民法院は原告の請求を棄却した。

図1 当事者および原告商標

原告：应寅盈（商標出願人）  
被告：商標評審委員会  
出願日：2014年11月24日  
出願番号：15774822

出願商標：**蜜小姐**

出願商標の規範的な文字：蜜小姐

### （2）事件の争点

#### ●争点1

規範的でない文字を含む標章は、商標法10条1項8号に規定される「その他の悪影響を及ぼすもの」に該当するか。

#### ●争点2

本件商標は上記「その他の悪影響を及ぼす」標章に該当するか。

#### ●争点3

規範的でない文字を含む標章は使用により登録性を得ることができるか。

#### ●争点4

過去にデザイン化された文字商標が登録された例は、後願の登録根拠となり得るか。

### （3）人民法院の判断

#### ●争点1についての判断

中国語の漢字は、中国文化の重要な部分をなす。

商標中の漢字は、規範的なものを使用すべきであり、明らかに書き間違えと思われる文字を使用してはならない。文字商標のデザイン化においても、規範的な文字を使用することを前提としなければならない。

さもなければ、中国語文化の統一性を破壊し、国の社会文化に悪影響をもたらしかねない。よって、本人民法院は、規範的でない文字を含む標章は、商標法10条1項8号に規定されている「その他の悪影響を及ぼす標章」と

して規制しなければならない。

#### ●争点2についての判断

本件商標は、デザイン化された文字商標である。そして一般的な注意を払えば気が付くように、本件商標の「蜜」（図1参照）は、正しい書き方で表記した「蜜」と比べ、「必」の「ノ」がなく、「虫」の「、」がない。そのため、本件商標の「蜜」の文字は規範的でない文字に該当し、商標法10条1項8号の規定に反する。

#### ●争点3についての判断

本件商標の指定商品は「菓子」等であり、このような商品の需要者は一般消費者である。そのため、仮に本件商標の登録が認められると、公衆、特に漢字を習い始めたばかりの児童および中国語を勉強する外国人の理解を誤らせる可能性がある。

登録を認めることは、規範的でない文字・語彙・四字熟語等の乱用を放置しないし後押しすることになり、中国の社会文化に悪影響をもたらしてしまうと考えられる。そのため、規範的でない文字を含む標章は、使用により登録性を得ることができない。

#### ●争点4についての判断

原告は、デザイン化された文字は商品または役務の出所を示す機能を有し、商標として使用できるものであると主張した。そして商標審査機関として同一の審査基準に基づいて審査を行うべきであるとの自身の主張を裏付け

る証拠として、「中国商標サイト」から3つの登録商標（図2参照）を資料として提出した。

これに対して人民法院は、商標審査は出願に係る標章、指定商品・役務の区分、需要者の認知レベル等を総合的かつ具体的に判断すべきであり、他の商標の登録例は本件商標の登録の根拠にはならないとした。

#### (4) コメント

近年、出願商標が「その他の悪影響を及ぼすもの」に該当することを理由に拒絶されるケースが増えてきたこともあり、本事例を取り上げた。標章に規範的でない文字が含まれることは「その他の悪影響」と認定される要因の一つである。

2016年12月に商標局および商標評審委員会が公表した最新版の「商標審査および審理基準」には「商標に規範的でない文字を含み、または四字熟語を規範的でない形で使用し、公衆とりわけ未成年者の認識を誤らせやすい場合、商標として使用してはならない」



旨の記載が追加された。

実務上、デザイン化された文字商標が規範的な文字に該当するか否かを判断する具体的な基準は、その文字の書き方から需要者に誤認を生じさせやすいかどうかという点にある。図3に一例を挙げる。

実務上、毛筆で芸術的に表わされたような文字商標については、上記の審査基準は適用されない。

中国において漢字を含む商標をデザイン化して出願する場合、需要者にその文字の書き方の誤認をもたらさないものであるか、十分に留意する必要がある。

また、日本の漢字には、中国で使用されない字があり、また日中両国で書き方に微細な違いのある漢字もある。そのため、このような文字商標、またはこのような文字を含む商標の登録可否は、ケースバイケースでの判断を要

する。

過去には、中国において使用されていない漢字（例えば、日本語の漢字「井」）に対して、図形として審査されていたが、前記のように審査基準も改訂されていることから、この判断手法についても変化が生じているものと思われる。

## 7. 「雪氷元素」商標審決取消訴訟（(2017)京73行初5413号）

### (1) 事件の経緯

原告は図4に示すとおり、本件商標を出願した。その指定役務は第43類の「レストラン、カフェ」等のサービスであったが、商標局において、拒絶された。

本件出願人は拒絶査定不服審判を請求したが、商標評審委員会は、「出願商標は登録商標と類似し、かつ、出願

図3 審査基準にある例

1. 文字の一部しかない	 (正しい字：杏野)
2. 筆画されたものに追加がある	沐糶 MUXI (正しい字：沐栖)
3. 創作した漢字（実際に存在しない漢字の使用）	律師滙 (正しい字：律師匯)
4. 文字の一部を共有する	 (正しい字：第琪斯哥)

に係る標章の『氷』は規範的ではない文字であり、商標として『カフェ、レストラン』等のサービスにおいて使用した場合、需要者とりわけ小中学生の漢字に対する認識に混同・誤認を招来し、社会的に悪影響をもたらしやすい」と判断した。そして、当該出願商標は商標法10条1項8号、31条（先願主義に係る規定）等の規定に該当し、請求は成り立たない旨の審決をした。

原告は、当該審決を不服とし、審決取消訴訟を提起した。

## (2) 主な原告の主張

主な原告の主張内容を整理すると、以下のとおりである。

① 本件商標は日本語の商標であり、(中国の) 漢字で構成された商標ではないため、引用商標に類似するとはいえない。

② 本件商標は審査において図形商標として審査されるべきであり、(中国の) 漢字の審査基準に基づいて審査

されるべきではない。そのため、本件商標は社会的悪影響をもたらすことはない。

## (3) 人民法院の判断

人民法院は「商標評審委員会は、拒絶査定不服審判において、本件商標が商標法10条1項8号に違反すると判断した場合、商標法31条に違反しているか否かを判断すべきではない」と述べ、本審決には事実認定および法律適用に誤りがあるとして、審決を取り消した。

※前記人民法院の判断以降の状況については確認できていない。

## (4) コメント

本判決には、「氷」の文字に関して規範的でない文字であるといった説示がない。しかし、商標局による拒絶査定および商標評審委員会による審決は、「氷」が規範的な文字ではないと判断している。

このことから、このような漢字の審査・審理の状況を踏まえると、以下の傾向があると考えられる。

① 日本語にしかない漢字であっても、文字として判断され得る。その結果、規範的な文字ではないとして拒絶の判断が下される可能性がある。

② 優先権主張を伴う出願であったとしても同様である（日本の商標出願に基づいて、日本でのみ用いられる漢字が含まれる商標を中国で出願）。

中国語にはない日本の漢字を商標出願する場合には、経験のある中国の代理人に相談するのが好ましい。

## 8. おわりに

本稿では23条、26条、27条の規定を解説するとともに、10条1項8号とそれに関連する事件を紹介した。今回は第1章の残りの規定を紹介する予定である。

### 図4 当事者および原告商標

原告：韓味（上海）投資管理有限公司  
被告：商標評審委員会  
出願日：2015年5月26日  
出願番号：17040328

出願商標：

出願商標の規範的な文字：雪冰元素

**森 智香子** Sun East知的財産事務所 所長・弁理士  
早稲田大学非常勤講師。2017年弁理士試験委員。中央知財研究所 副所長。中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。世界知的所有権機関 (WIPO) (スイス、ジュネーブ) で開催されたマドリッドシステムに関するワーキンググループに、日本弁理士会の代表として参加する等、国際的に活躍している。  
【連絡先】〒104-0031 東京都中央区京橋 1-3-2 モリイビル4F info@suneast-ip.com

**権 鮮枝** 隆安法律事務所シニアパートナー・中国弁護士・中国弁理士  
1996～2001年、ソフトウェア企業での勤務を経て、2001年より中国の特許事務所に勤務、知的財産権分野において、15年以上の実務経験を持ち、特に無効審判および訴訟を得意とする。電気出願部部長、訴訟部部長を歴任し、多くの日本クライアントの案件を手掛ける。「中国デザイン関連法」(発明協会) 共著、「中国特許法第3次改正ハンドブック」(発明協会) 翻訳。  
【連絡先】〒100020 中国北京市建国門外大街21号北京国際倶楽部188室